

横浜市旭区民文化センター

指定管理者審査委員会

審査報告書

平成 17 年 3 月

1 経緯

横浜市旭区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、事業者から提出された第1次及び第2次提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、審査委員会による審査が終了し、優秀提案者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会 審査委員

- 委員長 千賀 瑛一（東海大学講師、前ハーモニーホール座間館長）
委員 大谷 園子（邦楽演奏家、フェリス女学院大学音楽学部講師）
齋藤 毅憲（横浜市立大学商学部教授）
千徳 美穂（文化事業コーディネーター、前七ヶ浜国際村プロデューサー）
渡邊 富次（旭区社会福祉協議会会長）

3 優秀提案者 選定の経過

経過項目	年月日
第1回横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会(指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討)	平成16年11月25日(木)
公募要項に関する第1回質問受付(41件)	平成16年12月9日(木)～13日(月)
公募要項に関する第1回質問に対する回答	平成16年12月20日(月)
第1次提案書類の受付(4団体8社)	平成16年12月27日(月)～28日(火)
第2回横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会(第1次提案書類審査)	平成17年1月20日(木)
第1次提案審査結果の通知	平成17年1月24日(月)
公募要項に関する第2回質問受付(16件)	平成17年1月27日(木)～2月2日(水)
公募要項に関する第2回質問に対する回答	平成17年2月9日(水)
第2次提案書類の受付(4団体8社)	平成17年2月24日(木)～25日(金)
第3回横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会(公開ヒアリングの開催および第2次提案書類審査)	平成17年3月20日(日)

4 審査にあたっての考え方

審査委員会では、「横浜市旭区民文化センター指定管理者 公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「評価項目及び配点」に従って、応募事業者から提出された第1次提案書類及び第2次提案書類を審査し、優秀提案者を選定しました。

また、第2次提案書類の審査にあたっては、事前に審査委員会による公開ヒアリングを開催し、応募事業者からの提案説明及び審査委員による質疑を行いました。

審査の配点は、第1次審査 25点、第2次審査 75点の計100点とし、評価項目ごとに点数を配分しています。審査にあたっては、各委員が評価項目ごとに採点し、その合計点を審査得点としました。

* 評価項目及び配点

	配点	評価項目	内訳
第1次審査	25点	(ア) 旭区民文化センター運営のための基本方針 ----- a 運営のための総合的な基本方針と達成目標の設定 b 文化事業を行っていく上での基本方針 c 運営業務を行っていく上での基本方針 d 管理業務を行っていく上での基本方針	11点
		(イ) 文化事業、運営業務及び管理業務の実施方針 ----- a 文化事業の実施方針 b 運営業務の実施方針 c 管理業務の実施方針	14点
第2次審査	75点	(ア) 文化事業に関する提案 ----- a 文化事業の概要と取り組み方 b 指定期間を実施する文化事業の概要と取り組み方 c 平成18年度の文化事業の具体的な企画提案 d 平成19年度の文化事業の具体的な企画提案 e 文化事業の運営体制の取り組み方	40点
		(イ) 施設の運営・管理に関する提案 ----- a 開館時間の勤務シフト・休館日設定の考え方 b 利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針 c 情報コーナー及びその他施設の活用方法と提供できるサービスの提案 d 運営組織の構造 e 必要人材の配置と職能 f 収支バランス	35点
計	100点		

5 応募者の制限

応募事業者（代表団体及び構成団体）について、提案書類の受付時に、公募要項に定める「応募者の制限」に該当しないことを確認しました。

* 7 応募に関する事項

(1) 応募者

次に該当する団体は、応募者となることができません。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者

(イ) 最近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(ウ) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(エ) 審査委員会委員が経営又は運営に直接関与しているもの

(オ) 本件公募事務に係る補助業務の受託者

なお、本選定に係る補助業務の受託者は以下である。

有限会社 空間創造研究所（東京都渋谷区南平台町 4-13）

6 第 1 次提案書類の審査通過団体一覧

第 1 次審査において 4 団体の提案内容を審査し 4 団体を選定しました。その後、4 団体から第 2 次提案書類の提出があり、第 2 次審査を行いました。

共同事業体名 又は 事業者名	
代表団体名 (50 音順)	構成団体名
(株)共立・(株)神奈川共立 共同事業体	
株式会社 共立	株式会社 神奈川共立
(株)相鉄エージェンシー・(株)テレビ神奈川・(株)TVK エンタープライズ 共同事業体	
株式会社 相鉄エージェンシー	株式会社 テレビ神奈川 株式会社 TVK エンタープライズ
(株)日立湘南ビジネスサービス	
財団法人横浜市芸術文化振興財団・(株)横浜アーティスト 共同事業体	
財団法人 横浜市芸術文化振興財団	株式会社 横浜アーティスト

7 第 2 次提案書類の審査結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を優秀提案者と決定しました。

共同事業体名 財団法人 横浜市芸術文化振興財団・(株)横浜アーティスト 共同事業体

代表団体 財団法人 横浜市芸術文化振興財団

構成団体 株式会社 横浜アーティスト

8 審査得点

団体名（50音順）	評価項目	審査委員					得点合計	
		A	B	C	D	E		
(株)共立・(株)神奈川共立 共同事業体	1次	(ア)	6	6	6	6	9	268
		(イ)	9	8	11	7	9	
	2次	(ア)	20	18	24	27	14	
		(イ)	18	18	17	23	12	
計		53	50	58	63	44		
(株)相鉄エージェンシー・(株)テレビ神奈川・(株)TVKエンタープライズ 共同事業体	1次	(ア)	7	7	8	7	6	330
		(イ)	9	8	11	8	9	
	2次	(ア)	29	27	33	33	21	
		(イ)	22	19	27	24	15	
計		67	61	79	72	51		
(株)日立湘南ビジネスサービス	1次	(ア)	5	5	5	6	5	202
		(イ)	6	5	7	7	8	
	2次	(ア)	17	16	19	19	8	
		(イ)	10	11	16	20	7	
計		38	37	47	52	28		
財団法人横浜市芸術文化振興財団・(株)横浜アーティスト 共同事業体	1次	(ア)	9	8	7	8	8	338
		(イ)	9	9	11	10	11	
	2次	(ア)	29	24	34	33	18	
		(イ)	20	19	30	26	15	
計		67	60	82	77	52		

9 審査講評

団体名（50音順）	評価項目及び指摘事項	
(株)共立・(株)神奈川共立 共同事業体	第1次審査	特に貸館業務や管理業務には手堅さが感じられた。さらに、具体的で実施可能な新しい提案が盛り込まれている点等を評価した。
	第2次審査	全体として提案書はまとまっているかに見える。しかし個々に見たときに、いろいろと提案されているが、具体的内容がみえにくく、企画・運営の方法をもう少しシンプルにしてもらいたかった。このため文化事業の実現に懸念が残った。また、収支計画についても、もう少し具体性を持たせたものにすべきだった。

団体名（50音順）	評価項目及び指摘事項	
(株)相鉄エージェンシー・(株)テレビ神奈川・(株)TVK エンタープライズ 共同事業体	第1次審査	達成目標に若干の問題点があるものの、文化事業の企画や運営業務については納得させるものがあつた。デジタルアーカイブ、TV 媒体との協働等、魅力的で具体的な提案がある点等を評価した。
	第2次審査	メディアを活用した広報や相鉄グループあげてのバックアップ体制により、施設 PR の波及効果が期待でき、将来性も大きいと思われる。全体的に革新的な意欲が感じられ、楽しい区民文化センターへの期待がもてそうであつた。しかし、一部具体性に欠ける面もあり、さらに3社のコラボレーションがうまくいくか、不安が残つた。
(株)日立湘南ビジネスサービス	第1次審査	文化事業を行うことに関しては不安な点があつたが、施設管理に関する提案が具体的であつた点を評価した。
	第2次審査	エネルギー節約やゴミの減量など環境問題に関わる提案に対しては積極的で評価できるものだが、提案書からは、具体的な内容や考え方がわからないままであつた。総じて、細かな分析・検討が不足しており、企画、スタッフに弱みが見受けられた。特に文化事業への取り組みについて、丸投げではないとの説明があつたが、業務委託提案は、基本条件の認識不足がある。また、収支予算書もていねいさに欠ける。
財団法人横浜市芸術文化振興財団・(株)横浜アーティスト共同事業体	第1次審査	今までの運営経験や現状を踏まえたバランスのとれた提案がされた。他の管理施設との関わりを視野に入れ、西部地区のモデル施設を目指す意欲が感じられた点等を評価した。
	第2次審査	全体にバランス良く必要と思われる事柄はひとつおりの提案されていて安心感があつた。その中で、区民協働、顧客開発、地域貢献という新しい視点も提案されていた。ただ、アウトリーチや区民が参加する企画が多く、提案されている職員配置で本当に実現できるのか、という指摘もあつた。

10 その他総評

今回、横浜市旭区民文化センターの指定管理者審査では、総合得点結果により財団法人横浜市芸術文化振興財団・(株)横浜アーティスト共同事業体を優秀提案者として選定しました。総合得点結果に基づき選定されましたが、優秀提案者と得点第2順位者との差は僅差でした。このため審査委員会は、予定された審査手順に加え、さらに上位得点二者に絞って集中審査を行いました。

この中で、平成18年度以降、現在の指定管理者が引き続き継続した場合についても取り上げられました。この過程で、継続による安定性を重視する意見は多かつた。一方で、旭区民文化センターに、いま求められているホスピタリティー、サービス、明るさがどこまで出せるかという指摘もありました。慎重かつ厳正な審査の結果、総合得点による決定方式を確認し、最終的に全審査委員の一致により指定管理者が選定されました。